料として輸入業者（当該肥料の登録外国生産業者であるものを除く。以下「特定輸入業者」という。）に譲渡等する場合を含む。）にあっては、前二項に定めるところにより行う措置（以下「摂取防止材の使用等の措置」という。）を、次に定める肥料の原料の流通行程を管理するための措置に代えることができるものとする。

一　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料（摂取防止材の使用等の措置又はこの項の規定による肥料の原料の流通行程を管理するための措置が行われていないものに限る。）の生産業者又は輸入業者（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入する場合にあっては、特定輸入業者を除く。以下「原料肥料生産業者等」という。）が、生産業者等に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける生産業者等に対し、次に掲げる事項を記載した肥料原料供給管理票（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「管理票」という。）を交付するとともに、当該肥料の容器又は包装に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載すること。

イ～ニ　（略）

二　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された普通肥料（摂取防止材の使用等の措置が行われていないものに限る。）の登録外国生産業者が、特定輸入業者に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける特定輸入業者に対し、前号イからニまでに掲げる事項に加え国内管理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）を記載した管理票を交付するとともに、当該肥料の容器又は包装に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載すること。この場合において、当該特定輸入業者が当該肥料の国内管理人でないときは、併せて、当該国内管理人に当該管理票の写しを送付すること。

三～八　（略）

附　則

1　（略）

2　規則別表第一号ホの規定に基づく牛、めん羊、山羊及び鹿によると畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置については、当分の間、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該肥料の流通過程を管理するための措置（これらの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。）を行うことができる。

3　（略）

附　則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

産業者であるものを除く。以下「特定輸入業者」という。）に譲渡等する場合を含む。）にあっては、前二項に定めるところにより行う措置（以下「摂取防止材の使用等の措置」という。）を、次に定める肥料の原料の流通行程を管理するための措置に代えることができるものとする。

一　牛等由来の原料を使用して生産された肥料（摂取防止材の使用等の措置又はこの項の規定による肥料の原料の流通行程を管理するための措置が行われていないものに限る。）の生産業者又は輸入業者（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入する場合にあっては、特定輸入業者を除く。以下「原料肥料生産業者等」という。）が、生産業者等に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける生産業者等に対し、次に掲げる事項を記載した肥料原料供給管理票（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「管理票」という。）を交付するとともに、当該肥料の容器又は包装に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載すること。

イ～ニ　（略）

二　牛等由来の原料を使用して生産された普通肥料（摂取防止材の使用等の措置が行われていないものに限る。）の登録外国生産業者が、特定輸入業者に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける特定輸入業者に対し、前号イからニまでに掲げる事項に加え国内管理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）を記載した管理票を交付するとともに、当該肥料の容器又は包装に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載すること。この場合において、当該特定輸入業者が当該肥料の国内管理人でないときは、併せて、当該国内管理人に当該管理票の写しを送付すること。

三～八　（略）

附　則

1　（略）

2　汚泥肥料（と畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場をいう。以下この項において同じ。）の排水処理施設から生じた汚泥を原料として使用したものに限る。）、乾燥菌体肥料（と畜場の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものに限る。）、菌体肥料（と畜場の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を使用したものに限る。）及び菌体りん酸肥料（と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を原料として使用したものに限る。）（以下この項において「汚泥肥料等」という。）についての規則別表第一号ホの規定に基づく牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置については、当分の間、第一項から第三項までの規定にかかわらず、汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置（これらの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。）を行うことができる。

3　（略）